

令和 6 年 4 月 8 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課

電力広域的運営推進機関の業務規程及び 送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

令和 6 年 3 月 21 日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同年 4 月 1 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対して意見の求めがあった。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会としての回答について御審議いただく。

1. 経緯

令和 6 年 3 月 21 日付けで広域機関から経済産業大臣に対し、電気事業法第 28 条の 4 第 3 項及び同法 28 条の 4 第 6 第 1 項後段の規定に基づき、業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同年 4 月 1 日付けで経済産業大臣から委員会に対して、同法第 66 条の 1 第 1 項第 5 号の規定に基づき、意見の求めがあったところ。(資料 3-1、資料 3-2)。

2. 変更の内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

(1) 電気事業法・再生可能エネルギー電気特措法改正に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

GX 脱炭素電源法^(※1)が 2024 年 4 月に施行されたことに伴い、広域機関は、電気の安定供給確保の観点から特に重要な送電線の整備計画（経済産業大臣が認定）に基づく資金の貸付け、特定系統設置交付金の交付に関する業務及び関係法令等に違反している FIT/FIP 事業者の交付金の一時留保に伴う積立管理に関する業務等を行うことになるため、必要なルールを整備。

※1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 44 号）

(主なルール整備事項)

- ・ 系統整備のための資金の貸付け及び特定系統設置交付金の交付に関する規定の追加
- ・ 交付金相当額積立金の管理業務を広域機関の業務として規定
- ・ 経済産業大臣より返還を命ぜられた各種交付金^(※2)に関する徴収業務の規定を追加

※2 FIT 交付金、FIP 交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金

(2) 容量市場の実需給開始に伴う変更（業務規程、送配電等業務指針）

2024 年 4 月からの容量市場の実需給の開始に向けて、容量市場の実運用に関する詳細事項について、広域機関の検討会(容量市場の在り方等に関する検討会)での検討結果に基づきルールを整備。

(主なルール整備事項)

- ・ 追加オークションの実施判断方法及び追加オークション判断時の供給力確保量の考え方について規定
- ・ 追加オークションの実施要否等を国の審議会における意見を踏まえ決定する旨を規定
- ・ 長期脱炭素電源オークションについて、準用規定から約定価格の公表を対象外とすることを規定
- ・ 広域機関は、容量拠出金の未払い事業者へ催告すること、催告に応じない事業者の名称を公表するとともに経済産業大臣に報告することを規定
- ・ 容量拠出金の未払のある小売電気事業者は、経済的ペナルティにより容量拠出金に余剰が発生した場合に行う還元の対象外とする旨を規定
- ・ 小売電気事業者等に対して、容量拠出金の未回収分を追加請求できる旨を規定

(3) 供給計画に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

2023 年 11 月に施行された電気事業法施行規則の改正により、各電気事業者が広域機関に提出する供給計画とともに提出する書類として、調整力に関する計画書が追加されるとともに、発電所発電・補修計画明細書が変更された。これを踏まえ、広域機関が一般送配電事業者及び配電事業者に共有する情報を変更するとともに、需給バランス評価において基礎とする供給力の考え方を見直す。

（主なルール整備事項）

- ・ 2024 年度以降の供給計画から追加・変更になる調整力に関する計画書及び発電所発電・補修計画明細書を一般送配電事業者及び配電事業者に共有する旨を追加。
- ・ 需給バランス評価において基礎とする供給力の考え方を見直し、供給計画の供給力を基礎として評価する旨を規定。

(4) 予備電源制度に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

資源エネルギー庁の審議会^(※)において、予備電源制度の検討がされており、予備電源の調達等のプロセスの実施主体を広域機関とすること、また、広域機関が一般送配電事業者から支払を受け、予備電源維持運用者へ必要な費用を支払うスキームを整理するにあたり、既存の電源入札等のスキームを活用する方向が整理されたことを受け、既存の電源入札等のルールの中に予備電源制度に関するルールを追加。

※ 第 83 回制度検討作業部会

（主なルール整備事項）

- ・ 既存の電源入札等に関する規定を、予備電源制度を包含する内容に見直すとともに、予備電源制度に関する規定を追加。

(5) 一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用等に関する規定の変更（業務規定、送配電等業務指針）

2024 年 4 月から沖縄エリアを除き、公募による調整力の調達（電源 I など）が廃止され、一般送配電事業者及び配電事業者は、需給調整市場で広域調達する調整力、及び余力活用契約に

基づき電源の余力活用により需給調整や混雑処理等を実施することになることに伴い、発電設備等に関する記載を変更。

(主なルール整備事項)

- ・一般送配電事業者及び配電事業者による需給調整や混雑処理等に用いる発電設備等に関する記載を以下の2つに見直し。
 - 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等
 - 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等

(6) ローカル系統へのノンファーム型接続導入に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

ローカル系統へのノンファーム型接続の導入に伴い、広域機関^(※)での検討結果を踏まえ、平常時におけるローカル系統混雑時の出力制御及び新たな混雑緩和プロセスに関するルールを整備。

※ 第69回広域系統整備委員会

(主なルール整備事項)

- ・ローカル系統へのノンファーム型接続導入に伴い、平常時において混雑が発生する場合の出力制御順序をローカル系統にも適用する旨を規定。
- ・ローカル系統へのノンファーム型接続導入後の、混雑緩和希望者提起による新たな系統増強プロセスの導入について規定。

(7) その他規程の変更（業務規程、送配電等業務指針）

業務効率化を目的として、これまで書面で行っていた手続きについて、電磁的方法による手続きも可能とする旨の規定を追加。

3. 認可申請に係る意見

業務規程及び送配電等業務指針の変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと認められるため、資料3-3、資料3-4のとおり、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を経済産業大臣に回答することとしたい。

● 関連条文

業務規程

【電気事業法】

(業務規程)

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

- 2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に必要な事項が含まれていなければならない。
- 3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

【広域的運営推進機関に関する省令】

(業務規程の記載事項)

第九条 法第二十八条の四十一第一項の経済産業省令で定める事項は、業務及びその執行に関する事項とする。

【審査基準】

(51) 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可

第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の該当部分に適合することとする。

送配電等業務指針

【電気事業法】

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
- 二 発電用の電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 三 その他経済産業省令で定める事項

(送配電等業務指針の認可)

第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、同様とする。

- 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 内容が法令に違反しないこと。
 - 二 策定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。

三 不当に差別的でないこと。

3・4 (略)

【広域的運営推進機関に関する省令】

(送配電等業務指針)

第十三条 法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
- 二 発電等用電気工作物と配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 三 受電用の設備と一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 四 電気の安定供給を確保するために必要な発電等用電気工作物の設置に関する事項
- 五 一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関する事項

【審査基準】

(52) 第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可

第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこと、同条第2項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」(別添4)に適合することとする。

経済産業省

20240321 資第23号

令和6年4月1日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の41第3項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第9（第11条関係）

業務規程変更認可申請書

2024年3月21日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲6-2-15

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更しようとする内容

別紙1のとおり。

2 変更しようとする年月日

2024年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。ただし、第96条の3及び第96条の5の規定は、2024年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日。

3 変更しようとする理由

電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため。

4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

別紙2のとおり。

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 令和 年 月 日 変更	平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 令和 年 月 日 変更
業務規程	業務規程
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更	(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 <u>令和 年 月 日変更</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(用語) 第2条 (略) 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～九 (略) 十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が<u>オンラインで調整ができない発電設備の出力抑制等によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</u> 十一～二十六 (略) (新設) 二十七～四十五 (略)	(用語) 第2条 (略) 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～九 (略) 十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が<u>調整力としてあらかじめ確保していない発電設備の出力抑制等によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</u> 十一～二十六 (略) 二十六の二 「混雑緩和希望者」とは、送配電等業務指針に定める平常時において混雑が発生する場合の措置が講じられた送電系統(当該送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の供給区域内における最上位電圧から2階級(供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧)の流通設備(変圧器については一次電圧により判断する。))を除く。以下「混雑緩和とプロセス適用可能系統」という。)の増強を希望する者(混雑緩和とプロセス適用可能系統に既に連系している者、又は混雑緩和とプロセス適用可能系統において送配電等業務指針に定めるところにより、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員から連系承諾の通知を受けている者に限る。)をいう。 二十七～四十五 (略)
(供給計画の案に基づく調整) 第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点<u>その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。</u> 2・3 (略)	(供給計画の案に基づく調整) 第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点及び第28条の2に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。 2・3 (略)
(供給計画の取りまとめ等) 第28条 (略) 2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、<u>送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</u> 一～三 (略) (新設) 3 (略)	(供給計画の取りまとめ等) 第28条 (略) 2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、<u>次条に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</u> 一～三 (略) 3 <u>本機関は、会員が計上した供給能力及び一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定を基礎として、別途定める需給バランス評価の方法にしたがって需給バランス評価を実施するものとする。</u> 4 (略)
(新設)	(供給計画の取りまとめ等における考慮事項) 第28条の2 本機関は、第26条第1項の規定による調整及び前条第1項の規定による取りまとめの際に、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める事項を考慮するものとする。 二 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員 次に定める事項(配電事業者たる会員にあっては、エを除く。) ア 供給計画における需要想定と第23条第1項の規定により提出を受けた供給区域需要の想定との相違の内容及び程度 イ 需要実績の推移及び過去の供給計画における需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度 ウ 電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン及び記載要領(以下「供給計画ガイ

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>ドライン等」という。)に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか</u> <u>エ 需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力を上回っているかどうか</u> <u>オ 供給計画の案に記載された流通設備形成計画における設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性</u> <u>カ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u> 二 発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員 次に定める事項 <u>ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか</u> <u>イ 供給先である一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無</u> <u>ウ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u> 三 <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者たる会員 次に定める事項</u> <u>ア 需要実績の推移及び過去の供給計画における需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度</u> <u>イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか</u> <u>ウ 需要に対して、必要な供給力が確保されているか否か</u> <u>エ 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性（沖縄地域及びその他地域の離島等（法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。）に限る。）</u> 四 <u>送電事業者及び特定送配電事業者たる会員 次に定める事項</u> <u>ア 供給計画の案に記載された流通設備計画における設備の内容及び運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性</u> <u>イ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u>
(供給計画の送付及び公表等) 第29条 本機関は、<u>前条</u>の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。 一～三 2・3 (略)	(供給計画の送付及び公表等) 第29条 本機関は、<u>第28条</u>の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。 一～三 2・3 (略)
(年度途中で電気事業者になった場合の供給計画の提出等) 第30条 (略) 2 本機関は、前項の規定により会員から供給計画を受け取ったときは、<u>前2条</u>の規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。	(年度途中で電気事業者になった場合の供給計画の提出等) 第30条 (略) 2 本機関は、前項の規定により会員から供給計画を受け取ったときは、<u>第28条及び前条</u>の規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。
(供給計画等に関する情報の共有) 第32条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。 一～三 (略) (新設) (新設) 2 本機関は、供給計画に記載された<u>発電所</u>の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電	(供給計画等に関する情報の共有) 第32条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。 一～三 (略) 四 調整力に関する計画書 五 発電所別発電計画明細書 2 本機関は、供給計画に記載された<u>発電所及び蓄電所</u>の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員に共有する。 3 本機関は、供給計画に記載された流通設備の建設計画に係る情報のうち、<u>発電所</u>の建設計画の立案に資する情報を、会員に共有する。 4 本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送料金に係る原価の算定のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有する。 一～三 (略) 四 <u>発電所の開発等についての計画書</u>	一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員に共有する。 3 本機関は、供給計画に記載された流通設備の建設計画に係る情報のうち、<u>発電所及び蓄電所</u>の建設計画の立案に資する情報を、会員に共有する。 4 本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送料金に係る原価の算定のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有する。 一～三 (略) 四 <u>発電所及び蓄電所の開発等についての計画書</u>
(容量市場システムの導入) 第32条の3 本機関は、容量オークション又は特別オークション(第32条の4第1項にて定義する。)への参加を希望する会員その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うための必要な機能を備えた情報処理システム(以下「容量市場システム」という。)を導入する。 2～5 (略)	(容量市場システムの導入) 第32条の3 本機関は、容量オークション又は特別オークション(第32条の4第1項にて定義する。)への参加を希望する会員その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うための必要な機能を備えた情報処理システム(以下「容量市場システム」という。)を導入する。 2～5 (略)
(追加オークションの実施判断) 第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。<u>ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</u> 一 <u>メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量</u> 二 <u>メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定を増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力</u> 2 本機関は、前項の規定により、<u>追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) 3 本機関は、前項の規定により、<u>追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線(以下「調達オークション需要曲線」という。)</u>又は<u>リリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線(以下「リリースオークション供給曲線」という。)</u>の原案を策定する。 4 本機関は、<u>前項の規定により策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。</u> 5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、<u>調達オークション需要曲線又はリリース</u>	(追加オークションの実施判断) 第32条の21 本機関は、<u>次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断するため、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線(以下「調達オークション需要曲線」という。)</u>の原案を策定する。 (削る) (削る) 2 本機関は、前項の規定により策定した調達オークション需要曲線の原案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した、確保している供給力に基づき、<u>調達オークション又はリリースオークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</u> 一 <u>メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び実需給年度開始の2年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量</u> 二 <u>メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定を増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力</u> 三 <u>メインオークションの容量提供事業者が第32条の34第3項第1号に規定する容量停止計画の調整業務に基づく調整状況</u> 四 <u>一定の蓋然性が認められる容量確保契約容量以外の供給力として、国の関連審議会等により整理された供給力</u> 3 本機関は、前項の規定により、<u>リリースオークションの実施が必要と判断した場合、リリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線(以下「リリースオークション供給曲線」という。)</u>の原案を策定する。 4 本機関は、<u>第1項及び前項の規定により策定した原案を国の関連審議会等に提出し、第2項の規定により判断した追加オークションの実施の要否について意見を求める。</u> 5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、<u>追加オークションの実施及び当該追加オ</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
オークション供給曲線を決定する。 6 (略) (長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の23の2 第32条の12 (第32条の12第1号アを除く。) 及び第32条の14から第32条の20までの規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。	<u>オークションに係る調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線を決定する。</u> 6 (略) (長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の23の2 第32条の12 (第32条の12第1号アを除く。) 及び第32条の14から第32条の20まで (第32条の18第2号及び第32条の20第1項第2号を除く。) の規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。
(ペナルティ) 第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者 (以下「ペナルティ対象事業者」という。) に対して、次の各号に定めるペナルティを科すことができる。 一 (略) 二 参入ペナルティ 本機関は、重大な違反行為を行ったペナルティ対象事業者に対し、有識者を含めた委員会において妥当性を審議した上で、容量オークション及び特別オークション (第32条の42第1項にて定義する。) への参加の一部又は全部を禁止する。 2 (略) 3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員へ還元する。 4 (略)	(ペナルティ) 第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者 (以下「ペナルティ対象事業者」という。) に対して、次の各号に定めるペナルティを科すことができる。 一 (略) 二 参入ペナルティ 本機関は、重大な違反行為を行ったペナルティ対象事業者に対し、有識者を含めた委員会において妥当性を審議した上で、容量オークション及び特別オークション (第32条の44第1項にて定義する。) への参加の一部又は全部を禁止する。 2 (略) 3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員 (容量拠出金の滞納又は不当な減額 (以下「滞納」という。) を行った小売電気事業者たる会員を除く。) へ還元する。 4 (略)
(新設)	(容量拠出金の未回収分の請求) 第32条の42 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員が容量拠出金を滞納した場合、滞納している会員を除いた一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。
(新設)	(容量拠出金の支払いの催告) 第32条の43 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。 2 前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の10日とする。 3 本機関は、第1項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。
第32条の42～第32条の46 (略)	第32条の44～第32条の48 (略)
(電源入札等の実施) 第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、発電等用電気工作物 (発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。) の新増設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電等用電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等用電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務 (以下「電源等維持運用業務」という。) を行う電気供給事業者 (以下「電源等維持運用者」という。) を募集し、電源入札等を実施する。	(電源入札等の実施) 第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、次の各号に掲げる業務 (以下「電源等維持運用業務」という。) を行う電気供給事業者 (以下「電源等維持運用者」という。) を募集し、電源入札等を実施する。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	二 <u>発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）の新増設並びに当該発電等用電気工作物の維持及び運用、既存の発電等用電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等用電気工作物の再起動並びに当該発電等用電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務</u>
(新設)	二 <u>休止している発電用の電気工作物の維持及び運用に関する業務</u>
2・3 (略)	2・3 (略)
(電源入札等の検討の開始)	(電源入札等の検討の開始)
第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。	第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。
一～三 (略)	一～三 (略)
四 <u>第32条の42の規定により特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合</u>	四 <u>第32条の44の規定により特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合</u>
2 (略)	2 (略)
(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)	(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)
第36条 本機関は、 <u>電源入札等に関する検討を開始したときは、電源入札等の目的に応じ、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、電源入札等の実施の必要性の検討を行う。</u>	第36条 本機関は、 <u>第33条第1項第1号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。</u>
(新設)	二 <u>全国及び一般送配電事業者の供給区域ごとの需給検証</u>
(新設)	二 <u>会員の供給力等の確保状況</u>
	ア <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者（全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下この条において同じ。）の供給力の確保状況</u>
	イ <u>発電事業者及び特定卸供給事業者（全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。）の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画</u>
	ウ <u>一般送配電事業者及び配電事業者の調整力の確保状況</u>
(新設)	三 <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の需要実績及び需要想定</u>
(新設)	四 <u>危機管理上の需給変動リスク分析</u>
	ア <u>自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情による大規模な電源計画外停止リスク又は燃料調達リスク</u>
	イ <u>その他全国又は特定の一般送配電事業者の供給区域の需給バランスに影響を与える事項</u>
(新設)	五 <u>容量市場における供給力の確保状況（特別オークションが実施された場合に限る。）</u>
2 (略)	2 (略)
3 本機関は、第1項の <u>検討</u> に基づき、電源入札等を実施する必要があると認めたときは、電源入札等を開始する。	3 本機関は、第1項の <u>検討又は国の関連審議会等における検討</u> に基づき、電源入札等を実施する必要があると認めたときは、電源入札等を開始する。
(基本要件の検討)	(基本要件の検討)
第37条 本機関は、 <u>電源入札等の実施を決定する際に、有識者を含めた委員会の検討を踏まえ、電源入札等の実施に関する基本的な要件（以下「電源入札等の基本要件」という。）を決定する。</u>	第37条 本機関は、 <u>第33条第1項第1号に掲げる業務を行う電気供給事業者を募集する電源入札等の実施を決定する際に、有識者を含めた委員会の検討を踏まえ、電源入札等の実施に関する基本的な要件（以下「電源入札等の基本要件」という。）を決定する。</u>
(新設)	2 <u>本機関は、第33条第1項第2号に掲げる業務を行う電気供給事業者（以下「予備電源維持運用者」という。）を募集する電源入札等の実施を決定する際に、国の関連審議会等において示された必要事項等を踏まえ、電源入札等の基本要件を決定する。</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設) 2 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。ただし、<u>電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。</u>	3 <u>前2項の電源入札等の基本要件には、次の各号に掲げる事項を記載する。ただし、予備電源維持運用者を募集する場合においては、第5号中「供給力を提供すべき」とあるのは、「休止している発電用の電気工作物を維持及び運用すべき」と読み替えるものとし、第4号及び第9号に掲げる事項の記載は、省略することができる。</u> 二 電源入札等を行う供給区域 二 電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容 三 電源入札等の対象となる電源等（発電等用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。） 四 電源入札等の対象となる電源等が具備すべき周波数調整機能等の条件 五 電源等維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間 六 電源入札等の方式 七 電源等維持運用者となる条件 八 電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の交付条件 九 電気の販売に関する条件 十 電源入札等補填金の上限価格（上限価格が設定されている場合に限る。） 十一 募集スケジュール 十二 その他電源入札等を実施するに当たり必要となる事項 4 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。ただし、<u>電源入札等補填金の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。</u>
(電源等維持運用者の募集) 第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、<u>送配電等業務指針に定めるところにより、電源等維持運用者を募集する。</u> (新設) (新設) (新設) 2 (略)	(電源等維持運用者の募集) 第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、<u>次の各号に掲げる手順により、電源等維持運用者を募集する。</u> 二 電源入札等の開始の公表 <u>本機関は、第36条第3項の規定により電源入札等を開始した場合には、電源入札等の開始について公表する。</u> 二 募集要綱の策定・公表 <u>本機関は、第37条第1項又は第2項の規定により決定した電源入札等の基本要件を踏まえて、必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、第5条第2項の規定により、公表する内容を検討するものとする。</u> 三 説明会の開催 <u>本機関は、必要に応じ、電源入札等への応募を希望する事業者を対象とした募集要綱の説明会を開催する。</u> 2 (略)
(電源等維持運用者の決定) 第39条 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、<u>送配電等業務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、電源等維持運用者を決定する。</u> (新設)	(電源等維持運用者の決定) 第39条 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、<u>次の各号に掲げる評価項目について応募者の評価を行い、これに基づき電源等維持運用者を決定する。ただし、予備電源維持運用者を決定する場合においては、第5号中「発電等用電気工作物」とあるのは、「発電用の電気工作物」と読み替えるものとし、次の各号に掲げる項目のうち、一部の評価を省略することができる。</u> 二 法律又は政省令への適合性

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一 (略) 二 電源等維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間 三 (略)	二 応募価格 <u>上限価格に対する応募価格（上限価格が設定されている場合に限る。）</u> 三 技術的信頼性 <u>計画外停止リスク、周波数調整機能等</u> 四 事業の実現性 <u>供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の確実性等</u> 五 事業継続性 <u>事業者の財務健全性、発電等電気工作物の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等</u> 六 経済性 <u>工事費（系統増強に係る工事費を含む。）、燃料費、修繕費等</u> 七 環境影響 八 その他募集要綱で定める事項 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一 (略) 二 電源等維持運用者が供給力を提供する量及び期間（<u>予備電源維持運用者を決定した場合においては、当該予備電源維持運用者が休止している発電用の電気工作物を維持し、及び運用する量及び期間</u>） 三 (略)
(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い) 第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源等維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。	(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い) 第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源等維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。<u>ただし、予備電源維持運用者を募集する場合においては、この限りでない。</u>
(広域連系系統の設備形成) 第46条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の2、第5号の3及び第8号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。	(広域連系系統の設備形成) 第46条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の2から第5号の4まで及び第8号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。
(電気供給事業者からの申出による広域系統整備を検討する必要性の評価) 第51条の2 (略) 2 (略) 3 本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を<u>書面</u>で通知するものとする。 4 (略)	(電気供給事業者からの申出による広域系統整備を検討する必要性の評価) 第51条の2 (略) 2 (略) 3 本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を<u>書面又は電磁的方法</u>で通知するものとする。 4 (略)
(計画策定プロセスを開始しない場合の通知) 第53条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から広域系統整備に関する提起があった場合で、第51条第1号に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該一般送配電事業者たる会員に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を<u>書面</u>で通知する。	(計画策定プロセスを開始しない場合の通知) 第53条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から広域系統整備に関する提起があった場合で、第51条第1号に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該一般送配電事業者たる会員に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を<u>書面又は電磁的方法</u>で通知する。
(計画策定プロセスの進め方の公表) 第55条 (略) 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を当該一般送配電事業者たる会員に<u>書面</u>で通知する。 3 本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に<u>書面</u>で通知する。	(計画策定プロセスの進め方の公表) 第55条 (略) 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を当該一般送配電事業者たる会員に<u>書面又は電磁的方法</u>で通知する。 3 本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に<u>通知</u>する。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(実施案等の募集の実施) 第56条の3 本機関は、前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。 一・二 (略) 三 応募意思の確認 本機関は、実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書の<u>提出</u>を受ける。 四～七 (略) 2・3 (略)	(実施案等の募集の実施) 第56条の3 本機関は、前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。 一・二 (略) 三 応募意思の確認 本機関は、実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書の<u>提出を書面又は電磁的方法にて受ける</u>。 四～七 (略) 2・3 (略)
(受益者及び費用負担割合等の決定) 第59条 (略) 2～5 (略) 6 本機関は、前2項の規定により通知した費用負担割合等の案に対し、全ての費用負担候補者から<u>書面</u>による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定する。	(受益者及び費用負担割合等の決定) 第59条 (略) 2～5 (略) 6 本機関は、前2項の規定により通知した費用負担割合等の案に対し、全ての費用負担候補者から<u>書面又は電磁的方法</u>による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定する。
(計画策定プロセスの延長時の扱い) 第59条の2 (略) 2 本機関は、第51条の3の規定による提起を行った者又は第51条の4の規定による検討を要請した者並びに費用負担候補者に対して、前項の新たな期間及び中間報告を<u>書面</u>で通知する。	(計画策定プロセスの延長時の扱い) 第59条の2 (略) 2 本機関は、第51条の3の規定による提起を行った者又は第51条の4の規定による検討を要請した者並びに費用負担候補者に対して、前項の新たな期間及び中間報告を<u>書面又は電磁的方法</u>で通知する。
(広域系統整備交付金の交付) 第64条の2 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、事業実施主体から、毎年度、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の<u>設置及び維持</u>に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。 2～4 (略) 5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対して<u>当該年度の早期に交付する</u>。	(広域系統整備交付金の交付) 第64条の2 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、事業実施主体から、毎年度、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の<u>整備及び更新</u>に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。 2～4 (略) 5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対して<u>交付する</u>。
(系統設置交付金の交付) 第64条の3 (略) 2・3 (略) 4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を<u>算定する</u>。 5 (略) 6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該	(系統設置交付金の交付) 第64条の3 (略) 2・3 (略) 4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を<u>算定する。ただし、法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者（以下「認定整備等事業者」という。）が再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する交付金（以下「特定系統設置交付金」という。）の交付を受けた場合における系統設置交付金の額は、この項本文の規定により得た額から当該特定系統設置交付金の額を控除した額とする</u>。 5 (略) 6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表第１又は別表第２に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第４項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第２項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して当該年度の早期に交付する。	流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表第１又は別表第２に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第４項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第２項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して交付する。
(新設)	(特定系統設置交付金の交付) 第６４条の４ <u>本機関は、認定整備等事業者が法第２８条の５０第２項に規定する認定整備等計画（以下「認定整備等計画」という。）に従って、電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する。</u> ２ <u>本機関は、特定系統設置交付金を交付するに当たり、認定整備等事業者から、毎年度、認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用について、認定整備等計画ごとに届出を受ける。</u> ３ <u>本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を認定整備等計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。</u> ４ <u>本機関は、前項の規定により提出を行った費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で定めるものの額に、再生可能エネルギー電気特措法第２９条第２項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する特定系統設置交付金の額を算定する。</u> ５ <u>本機関は、第２項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。</u> ６ <u>本機関は、特定系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する年度までの間、毎年度、第４項の規定により算定した特定系統設置交付金の額を、第２項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対して交付する。</u>
(新設)	(資金の貸付け) 第６４条の５ <u>本機関は、認定整備等事業者に対して、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける。</u> ２ <u>本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける。</u> ３ <u>本機関は、前項の規定により申請を受けた場合には、貸付けに係る条件その他の必要な事項を決定する。</u> ４ <u>本機関は、第２項の規定により借入申請を行った認定整備等事業者に対し貸付けに係る条件その他の必要な事項を通知する。</u> ５ <u>本機関は、前項の規定により通知した認定整備等事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。</u> ６ <u>本機関は、前項の規定により契約を締結した認定整備等事業者に対して、当該契約に基づき資金を貸し付ける。</u> ７ <u>本機関は、第５項の規定により契約を締結した認定整備等事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。</u>
(新設)	(資金の貸付けの申請様式) 第６４条の６ <u>本機関は、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定め、公表する。</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(N-1 電制の際の費用精算に関する妥当性確認) 第 6 4 条の 4 (略) 2 (略) 3 本機関は、第 1 項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認の結果を速やかに書面にて回答する。	(N-1 電制の際の費用精算に関する妥当性確認) 第 6 4 条の 7 (略) 2 (略) 3 本機関は、第 1 項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答する。
(事前相談の検討) 第 6 9 条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員(以下、この章において「一般送配電事業者等」という。)に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。 2・3 (略)	(事前相談の検討) 第 6 9 条 本機関は、事前相談の申込書類を書面又は電磁的方法にて受け付けたときは、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員(以下この章において「一般送配電事業者等」という。)に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。 2・3 (略)
(接続検討) 第 7 1 条 本機関は、接続検討の申込書類の提出を受けた場合、一般送配電事業者等に対して、その旨を通知する。 2～4 (略)	(接続検討) 第 7 1 条 本機関は、接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受けた場合、一般送配電事業者等に対して、その旨を通知する。 2～4 (略)
(接続検討の回答) 第 7 2 条 本機関は、前条第 3 項又は第 4 項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2・3 (略)	(接続検討の回答) 第 7 2 条 本機関は、前条第 3 項又は第 4 項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2・3 (略)
(新設)	第 4 節 混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセス
(新設)	(混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセス実施に関する手続等の公表) 第 9 6 条の 2 本機関は、混雑緩和と希望者による提起(以下「混雑緩和と希望者提起」という。)による系統増強プロセス(混雑の緩和を目的に連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する混雑緩和と希望者を募集する手続きをいう。以下同じ。)の実施に関する手続、その他同プロセスを円滑に運営するために必要となる事項を定め、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。
(新設)	(混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の受付等) 第 9 6 条の 3 本機関は、混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会に対する一般送配電事業者等の回答内容を踏まえた上で、混雑緩和と希望者(増強を希望する送電系統に連系している又は連系承諾の通知を受けている発電設備等の最大受電電力の合計値が 1 万キロワット以上の者に限る。)から、混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスの概要検討の申込みの受付を行う。 2 本機関は、前項の規定により受け付けた概要検討について、第 2 節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
(新設)	(混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける保証金の算定方法等) 第 9 6 条の 4 本機関は、混雑緩和と希望者が混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける同プロセス開始の申込み又は同プロセスへの応募を一般送配電事業者等に対して行う場合に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等) 第96条の5 <u>本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者等に対し、その旨理由を付して通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。</u> 2 <u>本機関は、前項の要請を行うときは、一般送配電事業者等から意見を聴取する。</u>
第4節 その他	第5節 その他
(需給状況の悪化時の指示又は要請)	(需給状況の悪化時の指示又は要請)
第111条 (略)	第111条 (略)
2 本機関は、前項に掲げる場合において、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者に対し、前項各号の事項を要請する。	2 本機関は、前項に掲げる場合において、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者に対し、前項各号の事項を要請することができる。
(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)	(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)
第114条 (略)	第114条 (略)
2 (略)	2 (略)
(新設)	3 <u>本機関は、前2項の規定により第111条第1項の指示を行うときは、送配電等業務指針に定めるところにより一般送配電事業者たる会員が下げ調整力が不足する場合に講じる措置の順位に従って、指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、この限りでない。</u>
(緊急時の対応)	(緊急時の対応)
第175条 (略)	第175条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の措置を <u>取る</u> ことができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続をとる。	5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の措置を <u>とる</u> ことができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続をとる。
6・7 (略)	6・7 (略)
第18章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、 <u>納付金の徴収</u> 及び解体等積立金の管理等	第18章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、 <u>返還命令等による徴収、納付金の徴収並びに交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理等</u>
第1節 交付金の交付及び <u>納付金の徴収</u>	第1節 交付金の交付、 <u>返還命令等による徴収及び納付金の徴収</u>
(供給促進交付金の交付業務)	(供給促進交付金の交付業務)
第180条の2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項の規定により、供給促進交付金(再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項に規定する供給促進交付金をいう。以下同じ。)の交付に関する業務を行う。	第180条の2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項の規定により、供給促進交付金(再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項に規定する供給促進交付金をいう。以下同じ。)を交付する業務を行う。
2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第7項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する <u>納付金</u> 並びに <u>第2条の6</u> の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。	2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第7項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する <u>納付金、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規定により本機関が徴収する金銭、再生可能エネルギー電気特措法第15条の10第1項の規定により本機関に帰属した金銭</u> 並びに <u>再生可能エネルギー電気特措法第2条の6</u> の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。
3・4 (略)	3・4 (略)
(調整交付金の交付業務)	(調整交付金の交付業務)
第180条の3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の規定により、一般送	第180条の3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の規定により、一般送

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者（以下「ＦＩＴ電気買取事業者」という。）における再生可能エネルギー電気特措法第２条第５項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第２条の７第１項に規定する一時調達契約に基づく<u>再生可能エネルギー電気の費用負担を調整するため、ＦＩＴ電気買取事業者に対して調整交付金（再生可能エネルギー電気特措法第１５条の２第２項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。）の交付に関する業務を行う。</u> ２ 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第１５条の２第２項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第３１条第１項及び第３８条第１項の規定により本機関が徴収する<u>納付金並びに第１５条の５の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。</u> ３・４ （略）	配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者（以下「ＦＩＴ電気買取事業者」という。）における再生可能エネルギー電気特措法第２条第５項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第２条の７第１項に規定する一時調達契約に基づく<u>再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、ＦＩＴ電気買取事業者に対して、調整交付金（再生可能エネルギー電気特措法第１５条の２第２項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務を行う。</u> ２ 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第１５条の２第２項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第３１条第１項及び第３８条第１項の規定により本機関が徴収する<u>納付金、再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１１第２項及び第２９条の２第２項の規定により本機関が徴収する金銭、再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１０第１項の規定により本機関に帰属した金銭並びに再生可能エネルギー電気特措法第１５条の５の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。</u> ３・４ （略）
（系統設置交付金の交付業務） 第１８０条の４ 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第２８条第２項の規定により、一般送配電事業者又は送電事業者が法第２条第１項第１８号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、<u>当該電気工作物の設置及び維持に要する費用を当該電気工作物を使用する期間にわたり回収するため、一般送配電事業者又は送電事業者に対する系統設置交付金の交付に関する業務を行う。</u>	（系統設置交付金の交付業務） 第１８０条の４ 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第２８条第２項の規定により、一般送配電事業者又は送電事業者が法第２条第１項第１８号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。以下「系統電気工作物」という。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、<u>当該系統電気工作物を使用する期間を対象として、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、系統設置交付金を交付する業務を行う。</u>
（新設）	（特定系統設置交付金の交付業務） <u>第１８０条の５ 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第２８条の２第２項の規定において準用する再生可能エネルギー電気特措法第２８条第２項の規定により、認定整備等事業者が系統電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該系統電気工作物の工事を開始した日から当該流通設備の使用を開始した日の前日までの期間を対象として、認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する業務を行う。</u>
（新設）	（返還命令等による徴収） <u>第１８０条の６ 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１１第２項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１１第１項の規定による命令を受けた者から、当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。</u> <u>２ 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第２９条の２第２項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第２９条の２第１項の規定による命令を受けた者から、当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。</u>
（小売電気事業者等に係る納付金の徴収） <u>第１８０条の５ 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第３１条第１項の規定により、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金（以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。）から、納付金を徴収する。</u>	（小売電気事業者等に係る納付金の徴収） <u>第１８０条の７ 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第３１条第１項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金（以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者から、納付金を徴収する。</u>
<u>第１８０条の６～第１８０条の９</u> （略）	<u>第１８０条の８～第１８０条の１１</u> （略）
第３節 解体等積立金の管理	第３節 交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理
（積立金管理業務） <u>第１８０条の１０ 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１３の規定により、本機関に</u>	（積立金管理業務） <u>第１８０条の１２ 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１９の規定により、本機関に</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
積み立てられた <u>解体等積立金</u> の管理に関する業務（以下「積立金管理業務」という。）を行う。	積み立てられた <u>交付金相当額積立金及び解体等積立金</u> の管理に関する業務（以下「積立金管理業務」という。）を行う。
（積立金管理業務規程） <u>第１８０条の１１</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１４第１項の規定により、積立金管理業務の実施方法その他の同項の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。	（積立金管理業務規程） <u>第１８０条の１３</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第１５条の２０第１項の規定により、積立金管理業務の実施方法その他の同項の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
（帳簿） <u>第１８０条の１２</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第８条の４、 <u>第１５条の１６</u> 及び第４２条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で各条の経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。	（帳簿） <u>第１８０条の１４</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第８条の４、 <u>第１５条の２２</u> 及び第４２条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で各条の経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。
（情報の扱い） <u>第１８０条の１３</u>	（情報の扱い） <u>第１８０条の１５</u>
附則（平成２９年９月６日） （経過措置計画の確認） 第９条 （略） ２ 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査する。 一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる <u>発電所</u> の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）の提出を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。 二・三 （略）	附則（平成２９年９月６日） （経過措置計画の確認） 第９条 （略） ２ 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査する。 一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる <u>発電所及び蓄電所</u> の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）の提出を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。 二・三 （略）

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本規程は、令和６年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第９６条の３及び第９６条の５の規定は、令和６年４月１日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2023 年 12 月 13 日 ～ 2024 年 1 月 9 日	・本変更案（別紙 1。以下同じ。）が会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第 6 条第 1 項の規定により、会員その他の電気供給事業者の意見聴取を実施。 ・意見は 0 件（2024 年 1 月 16 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
2024 年 2 月 5 日	・2023 年度第 2 回評議員会により、本変更案を議決。
2024 年 2 月 5 日	・第 440 回理事会において、本変更案を含む第 17 回通常総会議案につき議決。
2024 年 3 月 5 日	・第 17 回通常総会において、本変更案を議決。
2024 年 3 月 21 日	・第 447 回理事会において、本変更案を議決。

経済産業省

20240321 資第24号

令和6年4月1日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の46第1項後段に規定する送配電等業務指針の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第13（第14条関係）

送配電等業務指針変更認可申請書

2024年3月21日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲6-2-15

電気事業法第28条の46第1項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙1のとおり。
- 2 変更しようとする年月日
 - (1) 2024年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
 - (2) (1)にかかわらず、第131条の2（事前照会に係る申込み及び業務に限る。）から第131条の8までの規定は、2025年1月6日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
 - (3) (1)にかかわらず、第106条、第131条の2（事前照会に係る申込み及び業務を除く。）及び第131条の9から第131条の26までの規定は、2024年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日。
- 3 変更しようとする理由
電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため。
- 4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙2のとおり。

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
平成27年4月28日施行 令和 年 月 日変更	平成27年4月28日施行 令和 年 月 日変更
送配電等業務指針	送配電等業務指針
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更	(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 <u>令和 年 月 日変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
<u>（供給計画の案の調整等における考慮事項）</u> 第１３条 <u>業務規程第２６条第１項の調整及び業務規程第２８条第２項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。</u> 二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項（配電事業者が提出した供給計画にあっては、エを除く。）</u> ア <u>供給計画における需要想定と業務規程第２３条第１項の規定により提出を受けた需要想定との間の相違の有無及び程度</u> イ <u>需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度</u> ウ <u>国の定めるガイドライン及び記載要領（以下「供給計画ガイドライン等」という。）に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか</u> エ <u>需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になっているかどうか</u> オ <u>供給計画の案に記載された流通設備形成計画における設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性</u> カ <u>その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u> 二 <u>発電事業者及び特定卸供給事業者が提出した供給計画の案における考慮事項</u> ア <u>供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法における著しく不合理な点があるかどうか</u> イ <u>発電事業者及び特定卸供給事業者の供給先である一般送配電事業者の供給区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無</u> ウ <u>その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u> 三 <u>小売電気事業者等が提出した供給計画の案における考慮事項</u> ア <u>需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度</u> イ <u>供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか</u> ウ <u>需要に対して、十分な供給力及び供給予備力が確保されているか否か</u> エ <u>供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性</u> 四 <u>送電事業者及び特定送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項</u> ア <u>供給計画の案に記載された流通設備計画において設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性</u> イ <u>その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u>	第１３条 削除
<u>（需給バランス評価の方法）</u> 第１４条 <u>業務規程第２８条第２項第２号の需給バランス評価は、一般送配電事業者が想定する一般送配電事業者の供給区域需要と、小売電気事業者の確保した供給力、一般送配電事業者及び配電事業者の調整力並びに発電事業者及び特定卸供給事業者の販売先未定の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表する需給バランス評価の方法にしたがって実施するものとする。</u>	第１４条 削除
（供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力） 第１５条 （略） ２ 電気供給事業者は、業務規程第２８条第３項の規定により、本機関から需給バランス評価に当たって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。 （メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順） 第１５条の７ メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順は、次の各号に掲げるとおり	（供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力） 第１５条 （略） ２ 電気供給事業者は、業務規程第２８条第４項の規定により、本機関から需給バランス評価に当たって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。 （メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順） 第１５条の７ メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順は、次の各号に掲げるとおり

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
とする。 <u>一 メインオークション募集要綱の策定及び公表</u> 本機関は、業務規程第32条の12の規定により、メインオークション募集要綱を策定し、公表する。 <u>二 メインオークション需要曲線の策定及び公表</u> 本機関は、業務規程第32条の13の規定により、メインオークション需要曲線を策定し、公表する。 <u>三・四</u> (略)	とする。 (削る) (削る) <u>一・二</u> (略)
(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する(第15条の7第2号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「<u>調達オークション</u>」と、「第32条の12」とあるのは、「<u>第32条の22において準用する業務規程第32条の12</u>」と読み替えるものとする。 2 (略)	(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「<u>調達オークション</u>」と読み替えるものとする。 2 (略)
(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する(第15条の7第2号及び第3号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「<u>リリースオークション</u>」と、「容量提供事業者」とあるのは「<u>容量リリース事業者</u>」と、「第32条の12」とあるのは、「<u>第32条の23において準用する業務規程第32条の12</u>」と読み替えるものとする。	(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する(第15条の7第1号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「<u>リリースオークション</u>」と、「容量提供事業者」とあるのは「<u>容量リリース事業者</u>」と読み替えるものとする。
(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の10の2 第15条の7の規定は、長期脱炭素電源オークションの場合に準用する(第15条の7第2号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「<u>長期脱炭素電源オークション</u>」と、「第32条の12」とあるのは、「<u>第32条の23の2において準用する業務規程第32条の12</u>」と、読み替えるものとする。	(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の10の2 第15条の7の規定は、長期脱炭素電源オークションの場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「<u>長期脱炭素電源オークション</u>」と読み替えるものとする。
(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項) 第17条 <u>電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> 二 <u>全国及び一般送配電事業者の供給区域ごとの需給検証</u> 三 <u>会員の供給力等の確保状況</u> ア <u>小売電気事業者等(全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下、この条で同じ。)の供給力の確保状況</u> イ <u>発電事業者及び特定卸供給事業者(全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。)の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画</u> ウ <u>一般送配電事業者及び配電事業者の調整力の確保状況</u> 三 <u>小売電気事業者等の需要実績及び需要想定</u> 四 <u>危機管理上の需給変動リスク分析</u> ア <u>自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情による大規模な電源計画外停止リスク又は燃料調達リスク</u> イ <u>その他全国又は特定の一般送配電事業者の供給区域の需給バランスに影響を与える事項</u> 五 <u>容量市場における供給力の確保状況(特別オークションが実施された場合に限る。)</u>	第17条 削除
(電源入札等の基本要件の記載事項) 第18条 <u>電源入札等の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> 二 <u>電源入札等を行う供給区域</u>	第18条 削除

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
二 <u>電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容</u> 三 <u>電源入札等の対象となる電源等（発電等電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。）</u> 四 <u>電源入札等の対象となる電源等が具備すべき周波数調整機能等の条件</u> 五 <u>電源等維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間</u> 六 <u>電源入札等の方式</u> 七 <u>電源等維持運用者となる条件</u> 八 <u>電源入札等補填金の交付条件</u> 九 <u>電気の販売に関する条件</u> 十 <u>電源入札等補填金の上限価格</u> 十一 <u>募集スケジュール</u> 十二 <u>その他電源入札等を実施するに当たり必要となる事項</u>	
(電源入札等の応募者の指定) 第20条 (略) 2 本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた場合で、電源入札等に応募できないときは、本機関に対し、応募できない理由を書面により説明しなければならない。	(電源入札等の応募者の指定) 第20条 (略) 2 本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた場合で、電源入札等に応募できないときは、本機関に対し、応募できない理由を書面又は電磁的方法により説明しなければならない。
(電源等維持運用者の募集の手順) 第21条 <u>電源等維持運用者の募集の手順は次の各号に掲げるとおりとする。</u> 一 <u>電源入札等の開始の公表</u> <u>本機関は、業務規程第36条第3項の規定により電源入札等を開始した場合には、電源入札等の開始について公表する。</u> 二 <u>募集要綱の策定・公表</u> <u>本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の交付条件、電源等維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項の規定により、公表する内容を検討するものとする。</u> 三 <u>説明会の開催</u> <u>本機関は、必要に応じ、電源入札等への応募を希望する事業者を対象とした募集要綱の説明会を開催する。</u> 四 <u>必要書類の提出</u> <u>電源入札等へ応募する電気供給事業者は、募集要綱に記載した期限までにおいて、応募価格等を記載した必要な書類を提出する。</u>	(電源等維持運用者の募集の手順) 第21条 <u>電源入札等へ応募する電気供給事業者は、業務規程第38条第1項第2号の規定に基づき本機関が策定・公表した募集要綱に記載した期限までにおいて、応募価格等を記載した必要な書類を書面又は電磁的方法にて提出する。</u> (削る) (削る) (削る) (削る)
(応募者の評価項目) 第22条 <u>電源入札等の応募者の評価項目は次の各号に掲げるとおりとする。</u> 一 <u>法律又は政省令への適合性</u> 二 <u>応募価格 上限価格に対する応募価格</u> 三 <u>技術的信頼性 計画外停止リスク、周波数調整機能等</u>	第22条 削除

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
四 事業の実現性 <u>供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の実現性等</u> 五 事業継続性 <u>事業者の財務健全性、発電等用電気工作物の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等</u> 六 経済性 <u>工事費（系統増強に係る工事費を含む。）、燃料費、修繕費等</u> 七 環境影響 八 その他募集要綱で定める事項	
(実施案等の応募資格者及び募集に対する応募意思の表明) 第42条 (略) 2 業務規程第56条の3の規定により本機関が実施する実施案及び事業実施主体の募集への応募意思を有する応募資格者は、業務規程第56条の3第1項第2号の公募要綱に定めるところにより、応募意思を表明する文書を提出する。	(実施案等の応募資格者及び募集に対する応募意思の表明) 第42条 (略) 2 業務規程第56条の3の規定により本機関が実施する実施案及び事業実施主体の募集への応募意思を有する応募資格者は、業務規程第56条の3第1項第2号の公募要綱に定めるところにより、応募意思を表明する文書を書面又は電磁的方法にて提出する。
(費用負担意思の回答) 第47条 業務規程第59条第4項及び第5項の規定により広域系統整備の費用負担割合等の案の通知があった費用負担候補者は、書面により費用負担の意思を回答しなければならない。	(費用負担意思の回答) 第47条 業務規程第59条第4項及び第5項の規定により広域系統整備の費用負担割合等の案の通知があった費用負担候補者は、書面又は電磁的方法により費用負担の意思を回答しなければならない。
(広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出) 第53条の2 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けることができる。	(広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の整備又は更新に要する費用の額の届出) 第53条の2 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けるに当たり、<u>広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる年度の本機関が別途通知する期日までに、広域系統整備計画ごとに当該流通設備の整備又は更新に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</u>
2 事業実施主体は、前項の広域系統整備交付金の交付を受けるに当たり、<u>広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</u>	(削る)
(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出) 第53条の3 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けることができる。	(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出) 第53条の3 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けるに当たり、<u>供給計画に従い設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる年度の本機関が別途通知する期日までに、広域系統整備計画ごとに当該流通設備の設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</u>
2 一般送配電事業者又は送電事業者は、<u>系統設置交付金の交付を受けるに当たり、供給計画に従って設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する</u>	(削る)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。	
(新設)	<u>（認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用の額の届出）</u> 第53条の4 法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者（以下単に「認定整備等事業者」という。）は、再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する特定系統設置交付金（以下単に「特定系統設置交付金」という。）の交付を受けるに当たり、法第28条の50第2項に規定する認定整備等計画（以下単に「認定整備等計画」という。）に従い、流通設備であつて再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、設置を行う当該流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する年度までの間、当該流通設備の設置に要する費用が発生する年度の本機関が別途通知する期日までに、認定整備等計画ごとに当該費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。
(新設)	<u>（認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の借入申請）</u> 第53条の5 認定整備等事業者は、本機関から、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の貸付けを受けるに当たり、本機関に認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の借入れを申請することができる。 2 認定整備等事業者は、前項の規定により資金を借り入れるときは、業務規程第64条の5第5項に規定する契約の定めるところにより、本機関から貸付けを受け、返済しなければならない。
（電力設備の単一故障発生による発電抑制） 第64条の2 （略） 2～5 （略） 6 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に規定する額を負担する場合には、電気供給事業者から提出を受けた前項各号に規定する費用及び収益に関する資料及び一般送配電事業者又は配電事業者と当該電気供給事業者の間でN-1電制の実績確認を行ったことを証する資料を本機関に提出し、業務規程第64条の4第3項の規定により本機関が行う回答を事前に得なければならない。 7 一般送配電事業者若しくは配電事業者又は関係する電気供給事業者は、本機関から業務規程第64条の4第2項の規定により追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。	（電力設備の単一故障発生による発電抑制） 第64条の2 （略） 2～5 （略） 6 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に規定する額を負担する場合には、電気供給事業者から提出を受けた前項各号に規定する費用及び収益に関する資料及び一般送配電事業者又は配電事業者と当該電気供給事業者の間でN-1電制の実績確認を行ったことを証する資料を本機関に提出し、業務規程第64条の7第3項の規定により本機関が行う回答を事前に得なければならない。 7 一般送配電事業者若しくは配電事業者又は関係する電気供給事業者は、本機関から業務規程第64条の7第2項の規定により追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。
（事前相談の申込みの受付） 第74条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2～4 （略）	（事前相談の申込みの受付） 第74条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2～4 （略）
（接続検討の申込みの受付） 第81条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること（ただし、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2～5 （略）	（接続検討の申込みの受付） 第81条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条第1項に定める検討料が入金されていること（ただし、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2～5 （略）

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(接続検討の検討料) 第 8 3 条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者等が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を<u>送付</u>する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。 一・二 (略) 2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。	(接続検討の検討料) 第 8 3 条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者等が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を<u>書面又は電磁的方法にて送付</u>する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。 一・二 (略) 2 系統連系希望者は、前項の書類を<u>書面又は電磁的方法にて受領した場合</u>には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。
(接続検討の回答) 第 8 5 条 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について<u>書面</u>にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の規定による検討結果が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>当該各号に定める内容を前項の接続検討の回答書に明示しなければならない。</u> 二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第 7 2 条第 3 項に掲げる内容 3 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の規定による検討結果が、<u>前項第 1 号の規定に該当する場合には、業務規程第 7 2 条第 3 項の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</u>	(接続検討の回答) 第 8 5 条 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について<u>書面又は電磁的方法にて回答</u>するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の規定による検討結果について、<u>系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合、業務規程第 7 2 条第 3 項に掲げる内容</u>を前項の接続検討の回答書に明示しなければならない。 (削る) 3 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の規定による検討結果が、<u>前項の規定に該当する場合には、業務規程第 7 2 条第 3 項の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</u>
(発電設備等に関する契約申込みの受付) 第 8 8 条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を<u>受領した場合</u>には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認（第 5 項に規定する関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者の確認も含む。）の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 一・二 (略) 2～5 (略)	(発電設備等に関する契約申込みの受付) 第 8 8 条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を<u>書面又は電磁的方法にて受領した場合</u>には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認（第 5 項に規定する関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者の確認も含む。）の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 一・二 (略) 2～5 (略)
(発電設備等に関する契約申込みの保証金) 第 8 8 条の 2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を<u>受領した場合</u>には、系統連系希望者に対し、業務規程第 7 4 条の 2 に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を<u>送付</u>する。ただし、保証金を要しない場合は除く。 2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。 3・4 (略)	(発電設備等に関する契約申込みの保証金) 第 8 8 条の 2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を<u>書面又は電磁的方法にて受領した場合</u>には、系統連系希望者に対し、業務規程第 7 4 条の 2 に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を<u>書面又は電磁的方法にて送付</u>する。ただし、保証金を要しない場合は除く。 2 系統連系希望者は、前項の書類を<u>書面又は電磁的方法にて受領した場合</u>には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。 3・4 (略)
(発電設備等に関する契約申込みの回答) 第 9 6 条 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を<u>書面</u>にて通知し、必要な説明を行う。 2 (略)	(発電設備等に関する契約申込みの回答) 第 9 6 条 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を<u>書面又は電磁的方法にて通知</u>し、必要な説明を行う。 2 (略)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第 9 9 条 (略) 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者又は国に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者等は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3・4 (略)	(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第 9 9 条 (略) 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者又は国に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者等は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要について書面又は電磁的方法にて提出すれば足りるものとする。 3・4 (略)
(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第 1 0 5 条 (略) 2 一般送配電事業者等は、前項の規定により連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。	(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第 1 0 5 条 (略) 2 一般送配電事業者等は、前項の規定により連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面又は電磁的方法をもって、説明する。
(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金) 第 1 0 6 条 発電設備等の系統連系工事に要する工事費のうち、<u>系統連系希望者が負担する工事費負担金の額は、次の各号の区分に応じ、決定する。</u> 一 次号及び第 3 号に掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令(平成 1 6 年経済産業省令第 1 1 9 号)及び費用負担ガイドラインに基づいて算出された金額 二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第 8 0 条の規定により本機関が定めた手続その他の事項(以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。)にしたがって決定された金額 (新設) 三 (略) 2 (略)	(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金) 第 1 0 6 条 発電設備等の系統連系工事、電源接続案件一括検討プロセス又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスによる系統増強工事に要する工事費のうち、当該工事を希望する者が負担する工事費負担金の額は、次の各号の区分に応じ、一般送配電事業者及び配電事業者が決定する。 一 次号から第 4 号までに掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令(平成 1 6 年経済産業省令第 1 1 9 号)及び費用負担ガイドラインに基づいて算出した金額 二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第 8 0 条の規定により本機関が定めた手続その他の事項(以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。)に従って決定した金額 三 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの場合 業務規程第 9 6 条の 2 の規定により本機関が定めた手続その他の事項(以下「混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの手続等」という。)に従って決定した金額 四 (略) 2 (略)
(本機関が受け付けた事前相談に関する検討) 第 1 1 0 条 (略) 2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。 3 (略)	(本機関が受け付けた事前相談に関する検討) 第 1 1 0 条 (略) 2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面又は電磁的方法にて報告しなければならない。 3 (略)
(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等) 第 1 1 1 条 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第 7 1 条第 1 項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要な書類を送付する。 2 (略) 3 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第 7 1 条第 2 項第 2 号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第 8 3 条第 1 項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支	(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の額の通知等) 第 1 1 1 条 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第 7 1 条第 1 項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要な書類を書面又は電磁的方法にて送付する。 2 (略) 3 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第 7 1 条第 2 項第 2 号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第 8 3 条第 1 項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
払いに必要な書類を送付する。	払いに必要な書類を書面又は電磁的方法にて送付する。
(本機関が受け付けた接続検討) 第112条 (略) 2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。 3 (略)	(本機関が受け付けた接続検討) 第112条 (略) 2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面又は電磁的方法にて報告しなければならない。 3 (略)
(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み) 第120条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。 一・二 (略)	(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み) 第120条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことはできない。 一・二 (略)
(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付) 第120条の2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 (略)	(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付) 第120条の2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料) 第120条の3 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第3項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要な書類を送付する。 2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに開始検討料を支払い、開始検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。 3 開始検討料は、第83条に定める接続検討の検討料と同額とし、当該系統連系希望者の第122条の規定による同プロセスにおける接続検討申込みに伴う検討料に充当する。 4 (略)	(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料) 第120条の3 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第3項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要な書類を書面又は電磁的方法にて送付する。 2 系統連系希望者は、前項の書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、速やかに開始検討料を支払い、開始検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。 3 開始検討料は、第83条第1項に定める接続検討の検討料と同額とし、当該系統連系希望者の第122条の規定による同プロセスにおける接続検討申込みに伴う検討料に充当する。 4 (略)
(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付) 第122条の2 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。 5～7 (略)	(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付) 第122条の2 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条第1項に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条第1項に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。 5～7 (略)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答) 第122条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。	(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答) 第122条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。
(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等) 第122条の7 (略) 2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額(以下「負担可能上限額」という。)を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。	(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等) 第122条の7 (略) 2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額(以下この節において「負担可能上限額」という。)を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。
(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等) 第122条の8 (略) 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金が不要な場合は除く。)を確認の上、再接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの受付を行う。 3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの通知を行う。 4～6 (略)	(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等) 第122条の8 (略) 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から前条第1項の再接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金が不要な場合は除く。)を確認の上、再接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの受付を行う。 3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への前条第1項の再接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの通知を行う。 4～6 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスの保証金) 第122条の9 一般送配電事業者等は、第122条の4の規定により系統連系希望者に対して回答をする場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を送付する。 2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した後に第122条の7の規定による再接続検討の申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。 3・4 (略)	(電源接続案件一括検討プロセスの保証金) 第122条の9 一般送配電事業者等は、第122条の4の規定により系統連系希望者に対して回答をする場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。 2 系統連系希望者は、前項の書類を書面又は電磁的方法にて受領した後に第122条の7の規定による再接続検討の申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。 3・4 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答) 第122条の11 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。	(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答) 第122条の11 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。
(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付) 第123条の2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付	(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付) 第123条の2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていることを確認

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 2～4 (略)	の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 2～4 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答) 第123条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。 2 (略)	(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答) 第123条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面又は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。 2 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略) 第123条の9 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面にて通知し、必要な説明を行う。	(電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略) 第123条の9 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面又は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。
(新設)	第3節 混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセス
(新設)	(混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスの実施) 第131条の2 混雑緩和と希望者は、この節に定めるところにより、一般送配電事業者等に対し、混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスの実施を求めることができる。 2 混雑緩和と希望者は、他の混雑緩和と希望者の申込みにより開始した混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスへ応募することができる。 3 一般送配電事業者等は、混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会、概要検討、同プロセス開始及び同プロセスへの応募の受付、検討、回答等の業務を行う。
(新設)	(混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスの手続等の遵守等) 第131条の3 一般送配電事業者、配電事業者及び混雑緩和と希望者は、業務規程第96条の2の規定により本機関が定める混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセス実施に関する手続等に従うものとする。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスの実施に関して相互に協力しなければならない。
(新設)	(混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込み) 第131条の4 混雑緩和と希望者は、混雑の緩和を目的に連系先となる混雑緩和とプロセス適用可能系統の増強を希望する場合、一般送配電事業者等に対し、混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを行わなければならない。
(新設)	(混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の受付) 第131条の5 一般送配電事業者等は、混雑緩和と希望者から混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び混雑緩和と希望者の連系先となる混雑緩和とプロセス適用可能系統における混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセス実施の実績等を確認の上、事前照会の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	受付を行う。 2 一般送配電事業者等は、事前照会の申込みを受け付けた場合は、第131条の8第1項に定める回答期間内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った混雑緩和希望者へ速やかに通知する。
(新設)	(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みに対する検討) 第131条の6 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを受け付けた場合、当該申込みの対象となる混雑緩和プロセス適用可能系統の混雑状況等を考慮の上、回答に必要となる事項について検討を実施する。 2 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。
(新設)	(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の回答) 第131条の7 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、混雑緩和希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。 一 混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における第153条の2各号に掲げる措置が講じられた実績に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討への申込可否 二 混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における混雑状況の確認結果 三 混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における次のアからオまでに掲げる系統増強工事に関する事項（ただし、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討への申込みが不可となる場合は除く。） ア 系統増強の概要 イ 概算工事費 ウ 所要工期 エ 系統増強工事による運用容量増加量 オ 系統増強工事の対象設備における設備更新予定の有無
(新設)	(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の回答期間) 第131条の8 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の回答を、原則として、第131条の5第1項に定める事前照会の申込みの受付日から2か月以内に行うものとする。 2 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、混雑緩和希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、混雑緩和希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
(新設)	(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込み) 第131条の9 第131条の7の規定による回答を受領した混雑緩和希望者は、回答内容を踏まえた上で混雑の緩和を目的に連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する場合には、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の回答日から2か月以内に、本機関又は一般送配電事業者等に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの概要検討の申込みを行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、混雑緩和希望者は、連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する流通設備において、他の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みが受け

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
	<u>付けられた以降、第131条の24第1項の規定による完了又は第131条の26第1項若しくは第4項の規定による中止までの間、前項の申込みを行うことができない。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みの受付等)</u> <u>第131条の10 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における過去の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施状況及び第83条第1項に定める検討料が入金されていることを確認の上、概要検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</u> <u>2 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から本機関への混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、過去の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施状況及び第83条第1項に定める検討料が入金されていることを確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。</u> <u>3 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みを受け付けた場合は、第131条の14に定める回答期間内の日を回答予定日として、第131条の9の申込みを行った混雑緩和希望者へ速やかに通知する。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の検討料の額の通知等)</u> <u>第131条の11 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みがあったときは、混雑緩和希望者に対し、第3項に定める検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。</u> <u>2 混雑緩和希望者は、前項の書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、速やかに検討料を支払うとともに、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</u> <u>3 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の検討料は、第83条第1項に定める接続検討の検討料と同額とする。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みに対する検討)</u> <u>第131条の12 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて本機関又は一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みを受け付けた場合、回答に必要な事項について検討を実施する。</u> <u>2 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答)</u> <u>第131条の13 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、混雑緩和希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。</u> <u>2 一般送配電事業者等は、第131条の10第3項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、混雑緩和希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、混雑緩和希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答期間)</u> <u>第131条の14 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>検討の回答を、原則として、第131条の10第1項に定める概要検討の受付日から3か月以内に行うものとする。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込等)</u> <u>第131条の15 第131条の13第1項の規定による回答を受領した混雑緩和希望者は、回答内容を踏まえた上で混雑の緩和を目的に連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する場合には、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答日から1か月以内に、一般送配電事業者等に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行わなければならない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、混雑緩和希望者は、連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する流通設備において、他の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みが受け付けられた以降、第131条の24第1項の規定による完了又は第131条の26第1項若しくは第4項の規定による中止までの間、前項の申込みを行うことはできない。</u> <u>3 第1項の申込みを行う混雑緩和希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に混雑緩和希望者が負担可能な工事費負担金の上限額を申告する(ただし、次項に基づき募集手続を省略する場合を除く。)とともに、第131条の17に定める保証金を支払う。</u> <u>4 第1項の申込みを行う混雑緩和希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの期間短縮を目的に連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する第1項の申込みを行った混雑緩和希望者以外の者(当該送電系統において、既に連系している者又は第97条第1項の連系承諾の通知を受けている者に限る。以下「追加混雑緩和希望者」という。)の募集を行う第131条の18に定める手続の省略を申し込むことができる。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みの受付等)</u> <u>第131条の16 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から前条第1項の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第3項の規定による負担可能な工事費負担金の上限額の申告がされていること(ただし、前条第4項に基づき募集手続を省略する場合を除く。)、次条に定める保証金が入金されていること及び混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス実施の実績等を確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</u> <u>2 一般送配電事業者等は、前項の受付後速やかに、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの開始を公表するとともに、本機関に報告する。</u> <u>3 一般送配電事業者等は、第1項の受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、同プロセスによる系統増強が行われるものとして扱う。</u> <u>4 一般送配電事業者等は、第131条の24第1項第2号、第131条の26第1項又は第4項の規定により同プロセスによる系統増強が行われないことが確定した場合には、前項の扱いを取りやめる。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの保証金)</u> <u>第131条の17 一般送配電事業者等は、第131条の15の規定による混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込み書類を書面又は電磁的方法にて受領したときは、混雑緩和希望者に対し、業務規程第96条の4に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>2 混雑緩和希望者は、前項の書類を書面又は電磁的方法にて受領した後に速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</u> <u>3 一般送配電事業者等は、第131条の19第1項の規定による応募を行った追加混雑緩和希望者に対し、業務規程第96条の4に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。</u> <u>4 追加混雑緩和希望者は、前項の書類を書面又は電磁的方法にて受領した後に速やかに保証金を支払うとともに、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</u> <u>5 混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者が支払った保証金は、当該混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者が負担する工事費負担金又は第131条の21の規定により締結する工事費負担金の補償に関する契約に基づく補償金に充当する。</u> <u>6 一般送配電事業者等は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者が支払った保証金を返還する。</u> 一 第131条の21第1項の規定による混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者の工事費負担金の額が、第131条の15第3項又は第131条の19第2項の規定により申告された負担可能な工事費負担金の上限額（以下この節において「負担可能上限額」という。）を上回る場合 二 第131条の23の契約申込みの回答における所要工期が、混雑緩和希望者が受領した混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答よりも長期化したことを理由に、第2項又は第4項の規定による保証金を支払った混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを辞退する場合 三 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスが中止された場合
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける追加混雑緩和希望者の募集等)</u> <u>第131条の18 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から第131条の15の規定による混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを受け付けた場合、第131条の13の概要検討の回答を基に、同プロセスにおける系統増強工事の概要及び募集対象エリアを公表し、追加混雑緩和希望者を募集する。ただし、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを受け付けた場合は、この限りでない。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスへの応募)</u> <u>第131条の19 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて、第131条の18の規定による追加混雑緩和希望者の募集が開始された場合、同プロセスにおける系統増強工事の対象設備の増強を希望する追加混雑緩和希望者は、一般送配電事業者等に対し、募集開始日から2か月以内に、同プロセスへの応募を行わなければならない。</u> <u>2 前項の申込みを行う追加混雑緩和希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に追加混雑緩和希望者が負担可能な工事費負担金の上限額を申告するとともに第131条の17に定める保証金を支払う。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスへの応募の受付)</u> <u>第131条の20 一般送配電事業者等は、追加混雑緩和希望者から前条第1項の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスへの応募書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、応募書類に必要事項が記載されていること、前条第2項の規定による負担可能な工事費負担金の上限額の申告がされていること及び第131条の17に定める保証金が入金されていることを確認の上、同プロセスへの応募を受け付ける。ただし、応募書類に不備がある場合には、応募書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける追加混雑緩和希望者の募集結果の通知)</u> 第131条の21 <u>一般送配電事業者等は、第131条の18の規定による募集の後、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者に対し、工事費負担金の額を書面又は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。ただし、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する者に対しては、その旨を回答する。</u> 2 <u>前項の規定により工事負担金の通知を受けた混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者は、一般送配電事業者等と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。</u> 3 <u>一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける混雑緩和希望者及び応募した全ての追加混雑緩和希望者において、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する場合には、第131条の24第2項の規定に基づき、同プロセスが完了となる旨を回答する。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討)</u> 第131条の22 <u>一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みの受付後又は前条第2項の契約締結後、第84条第1項の規定に準じて、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討を実施する。</u> 2 <u>一般送配電事業者等は、第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを行った混雑緩和希望者又は前条第1項の通知を受けた混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する回答)</u> 第131条の23 <u>一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを行った混雑緩和希望者又は第131条の21第1項の通知を受けた混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する回答を書面又は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの完了)</u> 第131条の24 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを完了するものとする。</u> 一 <u>一般送配電事業者又は配電事業者と混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者（検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。）との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき</u> 二 <u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける混雑緩和希望者及び全ての追加混雑緩和希望者において、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となったとき</u> 2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの完了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に報告する。</u>
(新設)	<u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの期間)</u> 第131条の25 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	<u>の開始日から原則として１１か月以内に、同プロセスを完了させるものとする。</u> <u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等)</u> <u>第１３１条の２ 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合は本機関と協議の上、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを中止することができる。</u> 一 <u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった場合</u> 二 <u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動によって、経済合理性等の観点から混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス以外による系統増強を行うことが合理的となった場合</u> 2. <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の規定に基づき混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを中止するときは、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者（検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。）に対して、意見を聴取する。</u> 3. <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。</u> 4. <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、業務規程第９６条の５第１項の規定により、本機関が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。</u>
第３節 その他	第４節 その他
(潮流調整) 第１５３条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。 一 (略) 二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等の出力の調整等（発電設備等の起動又は停止を含む。以下同じ。）</u> 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系線は除く。）に混雑が発生する場合は、前項の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができない発電設備等の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整を行う。	(潮流調整) 第１５３条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。 一 (略) 二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整等（発電設備等の起動又は停止を含む。以下同じ。） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系線は除く。）に混雑が発生する場合は、前項の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整を行う。
(平常時において混雑が発生する場合の措置) 第１５３条の２ <u>一般送配電事業者の供給区域内の最上位電圧から２階級（供給区域内の最上位電圧が２５０キロボルト未満のときは最上位電圧）の流通設備（連系線は除き、変圧器については一次電圧により判断する。）並びに一般送配電事業者又は配電事業者が指定した流通設備に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第１項の方法に次いで、次の各号の順位に従って同号に掲げる措置を講じる。</u> 一 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った発電設備等の出力抑制等	(平常時において混雑が発生する場合の措置) 第１５３条の２ <u>流通設備（連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。）</u>に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第１項の方法に次いで、次の各号の順位に従って同号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において混雑が発生場合の出力抑制を前提に連系等を行った発電設備等の出力抑制等

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った発電設備等の出力抑制等 三～五 （略）	二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った発電設備等の出力抑制等 三～五 （略）
（電力系統に異常発生が予想されるとき の事前措置） 第 1 5 4 条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。 一～四 （略） 五 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する <u>発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等</u>の出力の調整 六 （略） 3・4 （略）	（電力系統に異常発生が予想されるとき の事前措置） 第 1 5 4 条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。 一～四 （略） 五 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する <u>発電設備等</u>の出力の調整 六 （略） 3・4 （略）
（電力系統の異常発生時の措置） 第 1 5 5 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める（以下「電力系統の復旧」という。）。 一 （略） 二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する <u>発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等</u>の出力の調整 三～五 （略）	（電力系統の異常発生時の措置） 第 1 5 5 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める（以下「電力系統の復旧」という。）。 一 （略） 二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する <u>発電設備等</u>の出力の調整 三～五 （略）
（異常時の周波数調整） 第 1 6 5 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は（以下「周波数異常時」という。）、必要に応じ、第 1 6 0 条及び第 1 6 2 条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力として確保した <u>発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等</u>の緊急停止（揚水発電設備の揚水運転の緊急停止を含む。以下この条において同じ。） 二・三 （略）	（異常時の周波数調整） 第 1 6 5 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は（以下「周波数異常時」という。）、必要に応じ、第 1 6 0 条及び第 1 6 2 条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する <u>発電設備等</u>の緊急停止（揚水発電設備の揚水運転の緊急停止を含む。以下この条において同じ。） 二・三 （略）
（上げ調整力の活用） 第 1 6 9 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、<u>次の各号に掲げる措置を講じる。</u> 二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者があらかじめ確保した調整力の活用</u> 三 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等の起動</u>	（上げ調整力の活用） 第 1 6 9 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の活用により、供給力を確保するための措置を講じる。</u> （削る） （削る）
（予備力の増加） 第 1 7 0 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。	（予備力の増加） 第 1 7 0 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
一・二 (略) 三 <u>その他速やかに供給区域の供給力を増加することができる方法</u>	一・二 (略) 三 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の活用</u> <u>その他速やかに供給区域の供給力を増加することができる方法</u>
(下げ調整力の活用) 第173条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、<u>次の各号に掲げる措置を講じる。</u> 一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法</u> ア 発電設備等の出力抑制 イ 揚水発電設備の揚水運転 ウ 需給バランス改善用の蓄電設備の充電 二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法</u> ア 発電設備等の出力抑制 イ 揚水発電設備の揚水運転 ウ 需給バランス改善用の蓄電設備の充電 (新設)	(下げ調整力の活用) 第173条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等について次の各号に掲げる措置を講じる。</u> 一 発電設備等の出力抑制 (削る) (削る) (削る) 二 揚水発電設備の揚水運転 (削る) (削る) (削る) 三 需給バランス改善用の蓄電設備の充電
(下げ調整力が不足する場合の措置) 第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法 (第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。) ア～ウ (略) 二～七 (略) 2 (略)	(下げ調整力が不足する場合の措置) 第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位に<u>従って</u>同号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等について<u>次のアからウまでに掲げる方法 (第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。)</u> ア～ウ (略) 二～七 (略) 2 (略)
(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請) 第182条 (略) 2 <u>本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号までの措置を講じた後に前項の指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の規定にかかわらず、当該指示を行うことができる。</u>	(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請) 第182条 (略) (削る)
(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明) 第184条 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、<u>書面</u>をもって、前項の説明を行うものとする。	(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明) 第184条 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、<u>書面又は電磁的方法</u>をもって、前項の説明を行うものとする。
(緊急時の発電設備等の出力の調整) 第221条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定	(緊急時の発電設備等の出力の調整) 第221条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等の出力の調整を行う。	性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整を行う。

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第 1 条 本指針は、令和 6 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 3 1 条の 2（事前照会に係る申込み及び業務に限る。）から第 1 3 1 条の 8 までの規定は、令和 7 年 1 月 6 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 0 6 条、第 1 3 1 条の 2（事前照会に係る申込み及び業務を除く。）及び第 1 3 1 条の 9 から第 1 3 1 条の 2 6 までの規定は、令和 6 年 4 月 1 日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2023 年 12 月 13 日 ～ 2024 年 1 月 9 日	・業務規程第 178 条第 2 項の規定により、本変更案（別紙 1。以下同じ。）について会員その他の電気供給事業者の意見聴取を実施。 ・意見は 0 件（2024 年 1 月 16 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
2024 年 2 月 5 日	・2023 年度第 2 回評議員会により、本変更案を議決。
2024 年 2 月 5 日	・第 440 回理事会において、本変更案を含む第 17 回通常総会報告につき議決。
2024 年 3 月 5 日	・第 17 回通常総会において、本変更案を報告。
2024 年 3 月 21 日	・第 447 回理事会において、本変更案を議決。

経済産業省

20240401 電委第1号
令和6年4月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について（回答）

令和6年4月1日付け20240321資第23号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20240401 電委第2号
令和6年4月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について
(回答)

令和6年4月1日付け20240321資第24号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可については、認可することに異存はありません。